

保々地区 令和5年度 ごみ収集日程表

四日市市クリーンセンター及び清掃衛生センターへ家庭のごみを直接持ち込む際の手数料を改定しました。詳しくは裏面をご覧ください。

2023(令和5年) 4月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
9	10	11	12	13	14	15
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
16	17	18	19	20	21	22
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
23	24	25	26	27	28	29
30	ペットボトル	可燃ごみ			可燃ごみ	

6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
					可燃ごみ	
4	5	6	7	8	9	10
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
11	12	13	14	15	16	17
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
18	19	20	21	22	23	24
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
25	26	27	28	29	30	
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		可燃ごみ			可燃ごみ	
6	7	8	9	10	11	12
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
13	14	15	16	17	18	19
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
20	21	22	23	24	25	26
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
27	28	29	30	31		
ペットボトル	可燃ごみ					

必ずきめられた日の朝8時30分までに、きめられたものを、きめられた集積場へ出してください。
まちがえて出されたごみは、収集できませんので、ご注意ください。
お使いいただく集積場の場所や、利用可能な時間については、お住まいの地域の自治会にお問い合わせください。
(自治会の連絡先は地区市民センターにお尋ねください)

5月

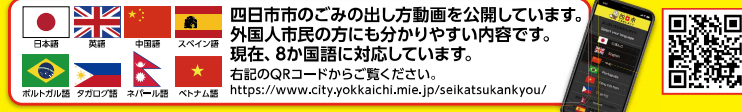
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
7	8	9	10	11	12	13
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
14	15	16	17	18	19	20
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
21	22	23	24	25	26	27
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
28	29	30	31			
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ				

7月

日	月	火	水	木	金	土
	2	3	4	5	6	7
	ペットボトル	可燃ごみ			可燃ごみ	8
9	10	11	12	13	14	15
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
16	17	18	19	20	21	22
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
23	24	25	26	27	28	29
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
30	31					
ペットボトル						

9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					可燃ごみ	
3	4	5	6	7	8	9
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
10	11	12	13	14	15	16
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
17	18	19	20	21	22	23
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
24	25	26	27	28	29	30
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	



10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
8	9	10	11	12	13	14
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
15	16	17	18	19	20	21
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
22	23	24	25	26	27	28
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
29	30	31				
資源物	可燃ごみ					

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					可燃ごみ	
3	4	5	6	7	8	9
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
10	11	12	13	14	15	16
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
17	18	19	20	21	22	23
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
24	25	26	27	28	29	30
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
31						

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			破碎ごみ		可燃ごみ	
5	6	7	8	9	10	11
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
12	13	14	15	16	17	18
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
19	20	21	22	23	24	25
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
26	27	28	29	30		
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ				

2024(令和6年) 1月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
					可燃ごみ	
7	8	9	10	11	12	13
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
14	15	16	17	18	19	20
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
21	22	23	24	25	26	27
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
28	29	30	31			
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ				

2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
					可燃ごみ	
4	5	6	7	8	9	10
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
11	12	13	14	15	16	17
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
18	19	20	21	22	23	24
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
25	26	27	28	29		
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ				

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					可燃ごみ	
3	4	5	6	7	8	9
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
10	11	12	13	14	15	16
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
17	18	19	20	21	22	23
ペットボトル	可燃ごみ				可燃ごみ	
24	25	26	27	28	29	30
資源物	可燃ごみ	破碎ごみ			可燃ごみ	
31						

みだりにごみを捨てることは、不法投棄となり犯罪です。
不法投棄をすると、**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金**、
またはこの両方が科せられる場合があります。

可燃ごみ

地球温暖化対策のために
“出来ることから” ちよつとずつ
生ごみは水切りしてから可燃ごみ!
可燃ごみが減ることで収集量、焼却量が減り、
CO2排出量削減につながります。

台所から出る生ごみ
魚の骨、固化した食用油など、生ごみ(調理くず、残飯など)、貝殻

紙くず
リサイクルできない紙くず、紙コップ

プラスチック類
ラップ類などのプラスチック製品、シャンプー・マヨネーズなどの容器、食品トレイ、フロピーディスク・CDなど、合成ゴム製品、ポリバケツ、ビニール袋、とうふのパック、菓子の袋、弁当などの容器、カップラーメンや卵、納豆の容器

その他
吸いごら、靴、竹串、割りばし、剪定した庭木(50cm以下のもの)、紙おむつ、生理用品、掃き出しごみ、ぬいぐるみ、かばん、落ち葉、草

感染症防止対策
マスク、ティッシュ、手袋等は、袋の口元をしっかりとしばり、中の空気を抜いてください。

破碎ごみ

粗大ごみ
敷パッド、クーラーボックス、スーツケース、ふとん、チャイルドシート、ベビーカー

ガラス・陶器類
灰皿・水そうなど、陶磁器、ガラス食器、化粧品のびん

粗大ごみの戸別有料収集の対象品目となっている品目は集積場には出せません。(裏面参照)

ごみ集積場に出せないごみ

- 耐火金庫 ● リヤカー ● エレクトーン ● オルガン 等
- 四日市市クリーンセンターへ持ち込んでください。

市では収集も処理もしないごみ

- 原動機付自転車 ● 油類(灯油、ガンリン、オイル類)
- オートバイ ● 家電リサイクル法対象品目
- 農薬・劇薬 ● プロパンガスボンベ
- 注射器・注射針 ● 消火器
- タイヤ ● 塗料 等

ごみ集積場に出せません。四日市市クリーンセンター、四日市市清掃衛生センターへ持ち込むこともできません。

事業系ごみは、ごみ集積場には出せません

資源物

(品目ごとに分けてください)

紙類
新聞紙・新聞チラシ、雑誌・雑紙、紙パック(牛乳パックなど)、ダンボール

びん
飲料缶、ペットボトル

金属類
包丁、鍋、金属キャップ、ガスコンロ、針金ハンガー、電気コードや延長コード

蛍光灯
蛍光灯(LEDを含む)

布・衣類
毛布

自動車バッテリー
自動車バッテリー

小型家電
炊飯器、アイロン、CDラジカセ、加熱式たばこ・電子たばこ、ビデオデッキ

乾電池・水銀体温計
アシスト自転車バッテリー、リチウムイオン電池、ボタン電池、水銀体温計

スプレー缶・ライター
スプレー缶、ライター

注意!!
水銀を含む廃棄物などは、可燃ごみ・破碎ごみには絶対に入れないでください。
水銀が焼却施設に混入すると正常な運転ができなくなります。
水銀血圧計の処理につきましては、環境事業課へお問い合わせください。

ペットボトル
(キャップとラベルは可燃ごみ)
ラベルの部分や、底部に材質表示マークのあるペットボトルだけが対象です。

家庭ごみについてのお問い合わせ先

ごみの出し方について	ごみの収集について	ごみの持ち込みについて
環境事業課 ☎059-340-3308	北部清掃事業所 ☎059-331-3228	四日市市クリーンセンター ☎059-331-6181

ごみ分別の詳細についてはごみガイドブック・市ホームページで確認してください。